

大石田町立小学校統合事業

基本構想・基本計画



令和5年1月
大石田町教育委員会

目次

前文	2
第1 大石田町の教育 基本構想	
1 教育基本方針	3
2 重点施策	3
3 小中一貫教育の更なる推進	4
4 統合小学校整備のコンセプト	4
5 施設整備方針(7つの特色)	5
第2 基本計画	
1 設置形態	6
2 施設名称	6
3 計画予定地	6
(1)所在地	
(2)敷地面積	
4 開校予定	7
5 学区域	7
6 学校・学級規模	7
7 施設概要	7
(1)建物等規模・構造	
(2)敷地の整備状況	
8 施設整備計画	8
(1)基本条件	
(2)主な必要諸室	
9 整備スケジュール	12
10 計画推進にあたって	12

前文

平成23年4月、7校あった大石田町内の小学校を大石田南小学校、大石田小学校、大石田北小学校の3校に統合・再編して以来、3校体制で10年が経過しました。

当初は、10年後を目途に3校を1校に統合する意向であり、スムーズに統合が進むように、校歌、校章、運動着を3校統一のものにしてきたところであります。

しかし、平成29年度総合教育会議において、3校体制のまま地域活性化も図りつつ、児童数の推移を見守りながら、町民の意向を踏まえたくて、10年後にはこだわらず、検討していく方針を示しました。

そして、令和2年度総合教育会議において、小学校統合を進める際の7つのポイントを示し、基本的な考えを明確にしたうえで年次計画の作成を進めることとしました。

～小学校統合を進める際の7つのポイント～

1. 複式学級が2つになる学校が複数になる時
2. 2つの小学校の児童数が激減した時(1校でも50名を割る学校が予想される時)
3. 保護者や地域の方々の強い要望があった時
4. 財政的な見通しが立った時
5. 将来的な教育の方向性が定まった時
6. 中学校の生徒数が120名を切るようになった時
7. その他特別な事情がある時

【児童・生徒数の推移】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
南小	61	57	55	(2-3)55	(3-4)46	(2-3・4-5)44
大小	126	115	111	102	93	88
北小	(5-6)57	(3-4)59	(4-5)59	(2-3)52	(2-3)44	(1-2・3-4)40
計	244	231	225	209	183	172
複式学級数	1	1	0	2	2	4
中学校	133	129	121	120	122	117

※(〇-〇)は複式学級

今後の児童・生徒数の推移や統合を進める際の7つのポイントに照らし合わせてみた場合、令和8年度から2校で複式学級が発生し、令和9年度には、大石田南小学校、大石田北小学校の児童数が50名を割る見込みです。また、令和10年度には、複式学級が4学級、大石田中学校の生徒数が120名を割る見込みであります。

これらを鑑みて、小中一貫教育を軸として、大石田町の教育の全体構想である「大石田学園構想」を推進し、将来を担う子どもたちの育成を目指すため、令和9年度統合小学校開校を目標とし、基本計画を策定いたします。

第1 大石田町の教育 基本構想

人口減少、少子高齢化の進行、急速な社会・経済のグローバル化と技術革新の進展等、社会が大きく変化する中において、教育をめぐる課題は、一層多様化、複雑化しております。これら社会の変化に適応するのみならず、自立して主体的に社会に関わり、新たな価値を創造し、よりよい人生や社会を創ることができる人を育成する必要があります。

学校教育の振興について、このように急激に変化する社会において、児童・生徒が自分のよさを発揮し、他者と支え合いながら、たくましく生き抜くことができるよう、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に努め、併せて、地域とともにある信頼される学校づくりを推進する必要があります。

大石田町教育委員会では、地域と学校が連携・協働し、地域全体で次世代を担う子どもたちの成長を支えていくよう、町立小・中学校での「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会)と令和2年度から導入した地域と学校の一体的な活動の推進を図る「地域学校協働本部」の連携のもと、「大石田学園構想」をより一層活性化させてまいりました。

地域の実情に合わせた協働活動の総合化、ネットワーク化を推進するとともに、地域共生と地域貢献の教育理念に基づき、「生き抜く力」(学力・人間力・社会力)を培いながら、小中一貫の系統性・連続性のある質の高い学校教育と学びが好きになる学校づくりに取り組んでまいります。

◎大石田町の教育 全体目標

「誇りと絆と向上心を育む大石田学園」

～虹色の光きらめく子どもたちの育成を目指して～

1 教育基本方針

「誇り」	ふるさとを愛し、地域の文化や伝統を大切にする人
「絆」	学校・家庭・地域のふれあいと交流で活力に満ちた人
「向上心」	学ぶ楽しさやよさを実感し、いきいきと学びに向かう人

2 重点施策

●重点施策1

すべての子どもたちがいきいきと活動できるように、学校・家庭・地域の連携を促進する。

●重点施策2

小中9年間を見通した教育活動を通して未来につながる学びを目指す。

●重点施策3

町民一人1スポーツ1芸術活動の実現に向けた環境づくりと学び続ける気運を高める。

3 小中一貫教育の更なる推進

大石田町の教育全体目標「大石田学園構想」における小中一貫教育について、令和9年度統合小学校開校時には義務教育学校とはせず、小・中学校の枠組みを残し、学校運営、教育課程、指導体制等9年間を通したカリキュラムの推進を図る。

併せて、義務教育学校のメリット・デメリットを整理したうえで、児童・生徒数、社会情勢の変化を注視しながら、統合後の義務教育学校への移行も検討する。

□ 系統的な学習指導

○9年間を通した系統的な学習指導による確かな学力の向上

□ 家庭との連携によるアプローチ

○学校と家庭の連携による「子どもの育ち」へ継続的なアプローチ

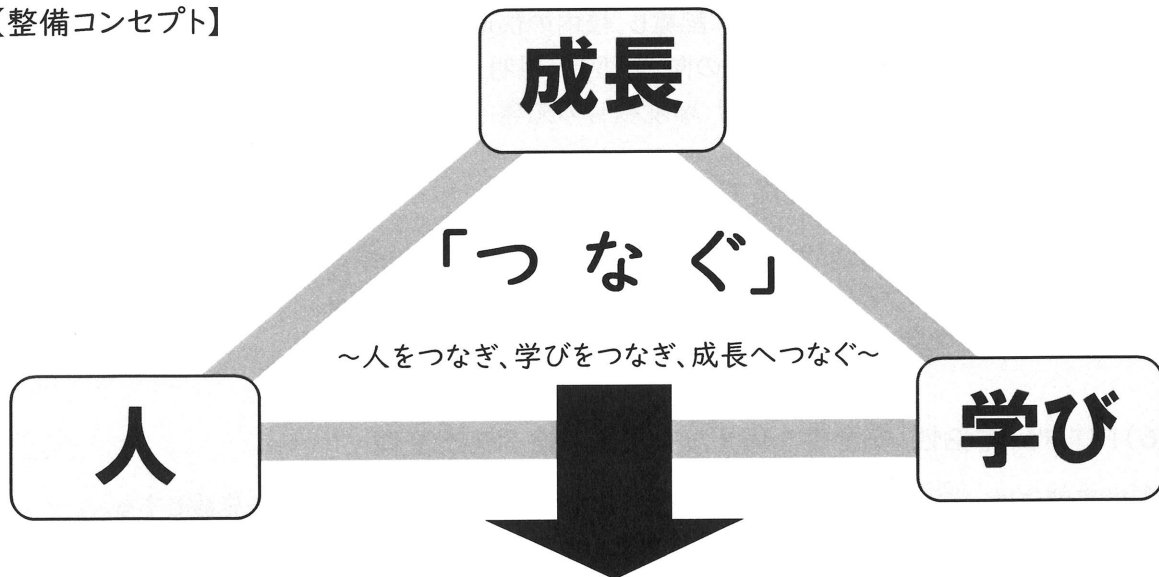
□ 教育課程のダイナミックな実践

○地域との協働による「開かれた教育課程」のダイナミックな実践

4 統合小学校整備のコンセプト

小中一貫教育の更なる推進を図り、大石田町の教育「全体目標」を達成するため、統合小学校整備のコンセプトは以下のとおりとする。

【整備コンセプト】



- 児童・生徒、教職員、保護者、地域などのさまざまな人をつなぐ小学校
- 9年間を通した縦の学びや多種多様な横の学びをつなぐ小学校
- 「生き抜く力」を培い、子どもたちの成長へつなぐ小学校

○児童・生徒の交流促進
○小・中教員の連携強化
○学校・家庭との相互連携
○学校活動への参画・協力
○地域人材の受け入れ

○系統的学習体制の強化
○児童・生徒の学力向上
○横断的で多様な学習形態への対応
○質の高い教育の実践
○「個」に応じた指導の強化

○地域との連携・協働
○伝統文化の学習と保存
○地域防災の拠点
○雪対策の強化
○地域開放による施設利用

5 施設整備方針(7つの特色)

大石田町の現状、風土、地域性を考慮したうえで、統合小学校整備のコンセプトを基に、よりよい教育環境を構築するため、施設整備方針を以下のとおりとする。

(1) 最も効果的な小中一貫教育を実現できる施設整備

- ①隣接する大石田中学校と施設一体型の小中一貫教育を行うことが可能な施設とする。
- ②児童、生徒や教員の動線を考慮し、機能性や安全性を備えた施設とする。
- ③児童数に応じた適切な施設規模とし、利用効率が高く、小中一体感がある施設とする。

(2) 教育内容・教育方法等の多様化、情報化に対応した施設整備

- ①多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設とする。
- ②小・中学校教職員が連携し合い、教育効果の更なる向上を推進する施設とする。
- ③ICT教育をはじめとする先端的教育を推進できる施設とする。

(3) バリアフリー、ユニバーサルデザインに適した施設整備

- ①バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、すべての児童が生活しやすい施設とする。
- ②障がいのある児童、教職員等の状態や特性等を踏まえ、柔軟に対応できる安全な施設とする。
- ③地域人材の受け入れや地域避難所として多様な地域住民が利用することを踏まえた施設とする。

(4) 自然エネルギーの活用や省資源など環境にやさしい施設整備

- ①採光、通風、換気等、児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保する。
- ②断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図り、照明や冷暖房設備等の効率化を高める。
- ③再生可能エネルギーの導入を図り、環境教育の先導的な役割を果たす施設とする。

(5) 学校と地域との連携が促進できる施設整備

- ①学校と地域の協働連携が促進されるような地域に開かれた施設とする。
- ②さまざまな利用者に配慮し、快適かつ安全に利用できる施設とする。
- ③学校開放の運営管理が行いやすい施設とする。

(6) 防災性・防犯性・安全性を備えた安心感のある施設整備

- ①災害時には、非構造部材も含め、施設損傷を最小限にとどめ、人命を守る施設とする。
- ②セキュリティに配慮し、管理諸室から死角が少ない施設とする。
- ③地域避難所として備蓄庫等の必要な機能を備えた施設とする。

(7) 施設管理や除雪に対する労力の軽減を図る施設整備

- ①豪雪地帯であることを十分に踏まえ、除雪に対する労力を最小限に抑えた施設とする。
- ②除雪や落雪等の危険を考慮した安全な施設とする。
- ③維持管理が容易で、ランニングコストを抑えられる施設とする。

第2 基本計画

1 設置形態

小中一貫型小学校として位置付け、大石田中学校に隣接した敷地に建設し、渡り廊下等で校舎棟をつなぐことで、小中一貫教育の推進に最も効果的と評価される校舎一体型の新校舎とする。

2 施設名称

(仮称)大石田町立統合小学校 ※正式名称は今後協議する。

3 計画予定地

(1)所在地 大石田町大字大石田地内
※大石田中学校隣接の敷地とし、校舎南側とする。

(2)敷地面積 約1.1ha(約11,000㎡)



4 開校予定

○令和9年(2027年)4月を開校とする。

5 学区域

○大石田町内全域を学区とする。

6 学校・学級規模

○児童数:令和9年度全児童 約183名

○学級数:9CL(普通教室7CL+特別支援教室2CL)

※特別支援教室は、現時点では、情緒と知的を想定しているが、開校時点の状況で変動する場合がある。

(単位:人・クラス)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
児童数	17	24	33	27	48	34	-	183
学級数	1	1	1	1	2	1	2	9

7 施設概要

(1) 建物等規模・構造

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| ①校舎棟 | 鉄筋コンクリート造又は木造2~3階建
延床面積 約3,656㎡程度 |
| ②屋内運動場棟
屋内プール | 延床面積 約922㎡程度
25メートル×4レーン程度 水面積200㎡ |
| ③校庭(屋外運動場) | 約3,500~4,500㎡程度 |
| ④駐車場 | 約1,500㎡程度(35~40台程度) |

(2) 敷地の整備状況

- | | |
|----------|--------------------|
| ①造成の要否 | 要(着工までに造成予定) |
| ②上水道・下水道 | 上水道供用地域、公共下水道処理区域内 |
| ③電力 | 東北電力からの供給(予定) |
| ④ガス | LPG |
| ⑤埋蔵文化財関係 | 無 |

8 施設整備計画

(1) 基本条件

- ① 基本構想における施設整備方針(7つの特色)を踏まえ、敷地内の配置や主な必要諸室に反映させた計画とする。
- ② 隣接する大石田中学校と渡り廊下等をつなぎ、相互行き来を可能とさせた計画とする。
- ③ 児童の動線を配慮し、安全かつ円滑な配置とし、普通教室、特別教室等を機能的に連携させた計画とする。
- ④ 校舎構造は鉄筋コンクリート造を基本とするが、それ以外の構造も検討し、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも考慮した持続可能な校舎計画とする。
- ⑤ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ⑥ 空調設備は、屋内運動場を含めた職員、児童が授業等で使用する各室に導入を予定し、十分な換気性能を備え、ランニングコストの低減に配慮した設備計画とする。
- ⑦ ICT教育を積極的に取り入れられる計画とする。
- ⑧ 冬期間の雪、風の影響による安全面、管理面(雪庇、除雪、落雪、排雪等)を十分に考慮した計画とする。
- ⑨ 再生可能エネルギーによるSDGs(持続可能な開発目標)の実現、2050年ゼロカーボンに向けた省エネ性能の確保を取り入れた計画とする。
- ⑩ 騒音対策や工事車両等の安全対策を講じ、大石田中学校生徒の授業や生活の妨げにならないように工事工程を計画する。

(2) 主な必要諸室

①校舎棟	普通教室棟ゾーン	普通教室、特別支援教室、多目的(オープン)スペース
	特別教室棟ゾーン	理科室、理科準備室、図工室、図工準備室、家庭科室、家庭科準備室、音楽室、音楽準備室、図書センター(図書室・メディアブース)
	管理諸室ゾーン	校長室、職員室、会議室、相談室、保健室、印刷室、放送室、教材資料庫、和室、給湯室、職員用便所、職員更衣室、職員休憩室、書庫、倉庫、機械室
	共用ゾーン	昇降口(児童用玄関・教職員用玄関)・多目的ホール・廊下・階段・人荷用昇降機、児童用便所、多目的(身障者対応)便所、給食配膳室、児童更衣室、廊下、渡り廊下
②屋内運動施設棟 ※校舎一体型も可	屋内運動場ゾーン	屋内運動場、ステージ、ステージ袖、運動用具庫
	屋内プールゾーン	屋内プール、附属室
	共用ゾーン	玄関、ピロティ、階段
③屋外施設等	グラウンド、駐車場、植栽、外構工事、その他	

①校舎棟

●普通教室・特別支援教室	
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・新JIS規格や多様な学習形態に対応する設備の配置が可能な面積、形状等とする。 ・遮音性、吸音性等の防音対策を講じ、多目的（オープン）スペースを連動させることができるよう計画する。 ・十分な面積の掲示スペースを設ける。
特別支援教室	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの状態や特性に応じた環境を整備する。 ・障がいの特性を考慮し、十分な安全性を確保できるよう配置にする。
多目的（オープン）スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年段階における学習内容・学習形態に応じ、一斉授業、グループ学習、少人数指導による学習など多様な学習に弾力的に対応できる空間とする。 ・各教室をつなぐときの遮音性、吸音性等を十分に考慮する。
●特別教室	
理科室	<ul style="list-style-type: none"> ・実験用机及び必要となる設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ、適切に配置する。 ・準備室を併設し、室内に薬品等を安全に収納、管理ができ、災害による落下や倒壊が起こらないように計画する。
図画工作室（兼 技術室）	<ul style="list-style-type: none"> ・表現活動の内容に応じた適切な机等を活動しやすい間隔で配置する。 ・工作用の機械等を児童が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ、未使用時は危険防止の防護柵等で分けられるよう計画する。 ・準備室を併設し、危険な材料、各種工具を安全に保管することができるように計画する。 ・中学生が技術又は美術の授業で使用することも想定する。
家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> ・実習用机及び必要となる各種設備を集団規模に応じて適切に計画する。 ・準備室を併設し、調理器具、被服器具を安全に保管できるよう計画する。
音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画する。 ・各諸室との遮音性能を十分に考慮する。 ・準備室を併設し、楽譜、楽器等を収納できるよう計画する。
図書センター（図書室・メディアブース）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校メディアの重要拠点として統合小学校の核として計画する。 ・児童の利用しやすさを考慮し活動範囲の中心的な位置に計画する。 ・自発的に読書を楽しむ読書センターと様々な学習を支援する情報センターを機能として備える計画とする。 ・最先端のICT教育を実践できる施設設備計画とする。
●管理諸室	
校長室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に隣接し、応接室としての機能を有する。 ・校庭等の見通しを考慮した配置とする。
職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用備品、電子機器を適切に配置できる面積、形状等とする。 ・少人数の打ち合わせスペースを設け、情報の共有が図りやすい計画とする。 ・防災関係設備については、各種設備の関連を図り、適切な位置に配置する。 ・昇降口、校庭などの見通しがよく、校舎内各所への移動が便利な位置に計画する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に小・中学校の総合職員室として使用することも検討する。 ・その他管理諸室の動線を配慮する。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議、PTA 役員会等に対応できる十分な面積とする。 ・会議室机等の家具を弾力的に配置することができる形状とする。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーを守れる位置・構造で1室以上計画する。 ・保健室、和室に隣接、又は近傍して設置する。
保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・静かで良好な日照、採光、通風などの環境を確保する。 ・屋外と直接出入りすることのできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を計画する。 ・収納タイプベッドを2台程度、シャワー室、洗濯機置き場を設置する。 ・職員室との連絡及び便所等との関連に十分留意して計画する。
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室との連動を考慮し、作業がしやすいスペースを確保する。
放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に隣接、又は近傍に設置し、常時、職員が目が届くような配置にする。
教材資料庫	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に1箇所以上設置し、学年、教科ごとに利用できるよう計画する。
和室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室や一時的な休憩室として設置する。 ・保健室、相談室に隣接、又は近傍して設置する。
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし、流し台、冷蔵庫等を設置し、十分なスペースを設ける。 ・職員室内、又は隣接し、会議室の近傍に設置する。 ・職員室内に設置しない場合は、児童の侵入に配慮する。
職員用便所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の生活空間と分離し、男女別、職員室に隣接、又は近傍に計画する。
職員更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の生活空間と分離し、男女別、職員室に隣接、又は近傍に計画する。
職員休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の生活空間と分離し、職員室の隣接又は近傍に計画する。
書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の歴史、文書保存ができるよう適切な面積を計画する。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・管理する備品、将来の需要を十分考慮し、必要となる空間を確保する。 ・外部との連携を十分考慮する。
機械室・電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の生活空間から離れた場所に設置する。
● 共用ゾーン	
昇降口	<ul style="list-style-type: none"> ・児童用、教職員・来客用玄関を設置する。 ・不審者対策のため、オートロックを導入する。 ・出入口の幅を十分確保し、動線を考慮する。 ・長靴を立てて収納できる下足箱、傘立て等を配置する。 ・車椅子を利用した移動に支障がない適切な面積、形状等とし、障がいのある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障がないよう計画する。 ・校舎内の普通教室との連絡がよく、上履きと外履きの動線が交差することなく、かつ、校舎等の周囲を迂回せず校庭へ出やすい位置に計画する。 ・風、積雪等地域の気候的特性に留意し、位置及び出入りの向きを考慮する。
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、スクールバス待合、冬期間には防寒具乾燥等にも使用できるようパーテーションで区切るなど、多目的な使用ができるよう計画する。 ・机、椅子、その他の物を十分収納できる倉庫(スペース)を設ける。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内に2箇所以上設置し、非常用階段としても使用できるよう計画する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン階段は昇降口と連動させ、エレベーターを隣接する。 ・児童の成長に合った段差や高さとし、動線を考慮する。
人荷用昇降機 エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン階段に隣接させ、バリアフリーに対応した配置、仕様とする。 ・給食配膳室との効率よい動線を計画する。
児童用便所	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に設置し、大便器は洋式とする。 ・室内が直接見えないよう入口からの視覚、角度に配慮する。 ・清潔を保てるよう内装素材等に配慮する。
多目的(身障者 対応)便所	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、特別支援教室との動線を考慮する。 ・清潔を保てるよう内装素材等に配慮する。
給食配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室の近くに配置し、給食搬入ルート、各階へのとの連携を配慮する。 ・搬入時の雪・雨対策を施し、トラック設置箇所を考慮する。 ・各階に衛生的に給食を配膳可能とする計画とする。
児童用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女とも計画し、同時に10名程度入室できる面積、形状等とする。 ・授業間の動線を考慮し、管理上も含め、適切な配置とする。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しを考慮し、適宜計画する。
渡り廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所以上計画する。 ・隣接する中学校と連携し、教職員、児童・生徒の動線を考慮した配置とする。

②屋内運動場棟・屋内プール

●屋内体育館	
屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種運動に必要な面積、長短辺寸法、天井高等を適切に計画する。 ・照明器具交換など維持管理を安全かつ容易に行える設備とする。 ・通風、換気、採光を十分に確保し、適切な室温を確保できるよう計画する。 ・敷地内外における冬期間の雪庇、落雪等を配慮した配置とする。
ステージ ステージ袖	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行事で使用するに十分な面積を確保する。 ・吊物、照明、放送設備等の管理を安全に行える設備とする。
運動用具庫 (備蓄庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品や授業で使用する用具を収納できるスペースを確保する。 ・屋内運動場に隣接する。
●屋内プール	
屋内プール	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外プールは設置せず、屋内プールで検討する。 ・地域開放を行うため、通年使用ができるように計画するが、管理体制を含めたうえで、基本設計完了時までには設置を決定する。
附属室	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室、シャワー室、管理室及び便所を配置する。
●共用ゾーン	
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開放用にバリアフリーに対応した計画とする。 ・計画予定敷地内の動線等を考慮する。
ピロティ	<ul style="list-style-type: none"> ・設計上で整備可能な場合に設置する。 ・設置可能な場合は、テントなどの大型備品を収納でき、冬期間はスキーを保管し、グラウンド(校庭)までの動線を考慮する。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・2階と1階を行き来できるよう適宜設置する。

③屋外施設等

グラウンド (校庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で計画する。 ・サブグラウンドの要素と中学生の利用も考慮して整備する。 ・冬期間はスポーツ広場と連動してスキー等に利用できるよう考慮して整備する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される教職員(約25名程度)+10~15台程度を計画する。 ・児童・生徒の通学動線の安全を最優先に考慮した除雪方法、雪捨て場の位置を計画する。 ・夜間の安全を確認できる外灯を設置する。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲景観に併せて適宜行う。 ・管理方法を最小限で対応できるように計画する。
外構工事	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲景観に併せて適宜行う。 ・雨水等、敷地内の排水の流れを考慮する。 ・冬期における校舎周囲の柵の管理を考慮する。

9 整備スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本設計	<ul style="list-style-type: none"> 測量 地質調査 実施設計 	造成	校舎等建設	<ul style="list-style-type: none"> 備品搬入 外構整備 	4月開校

10 計画推進にあたって

本計画は、(仮称)大石田町立統合小学校の整備にあたって、適正な施設規模、必要諸室等を洗い出し、施設整備方針を示すことを目的としております。基本設計の大枠は、設計業者選定後に、「大石田学園づくり委員会」と熟議を図りながら決定してまいります。各諸室内の配置や設備など具体的な内容については、児童・生徒、教職員、保護者、保育園関係、地域の方々の意見を取り入れながら、検討を重ね、計画を進めてまいります。

●統合小学校整備の基本的な考え方（補足資料）

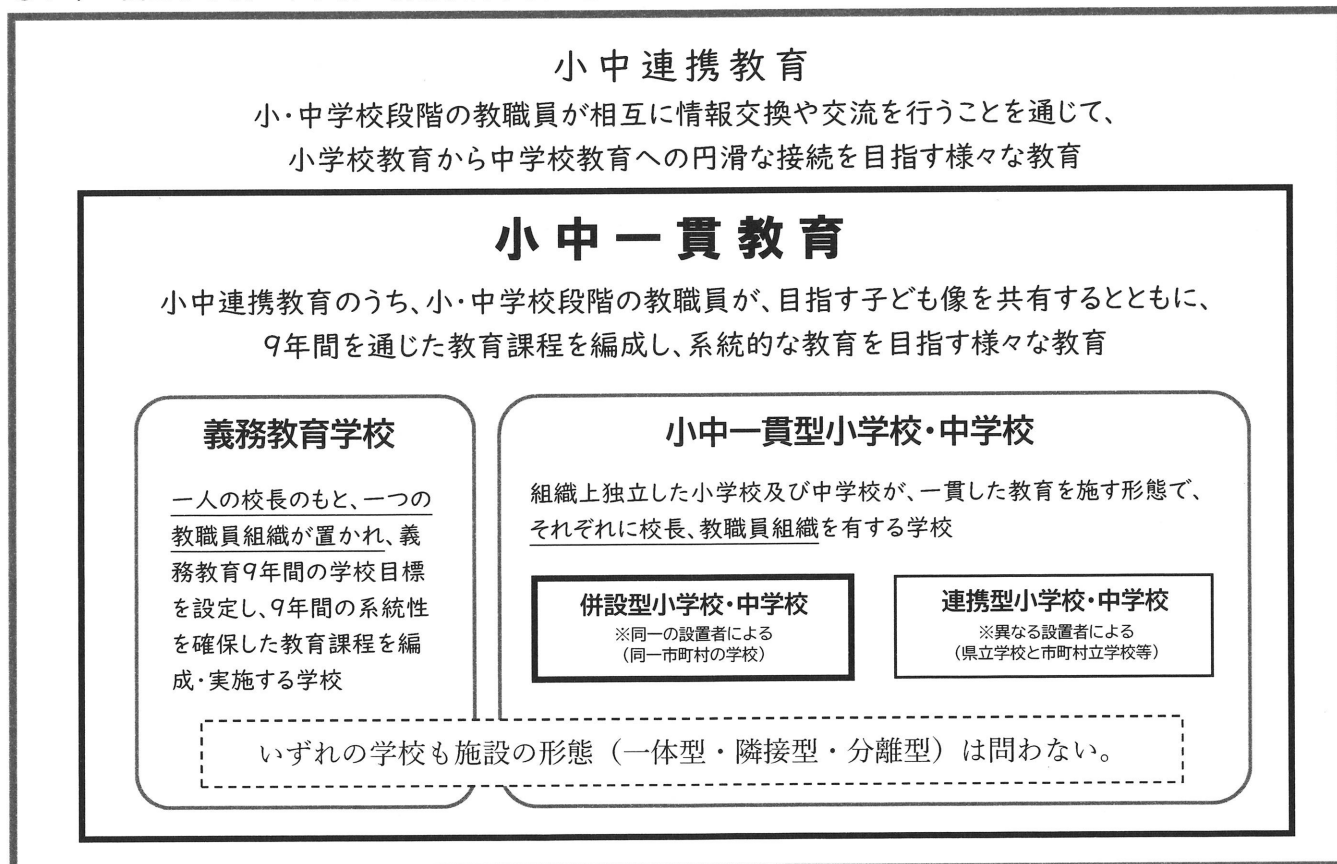
（１）統合小学校の形態について

令和９年度統合時の小学校形態は小学校・中学校を独立させたうえで、小中一貫型小学校（一体型）として開校する。

【形態についての考え】

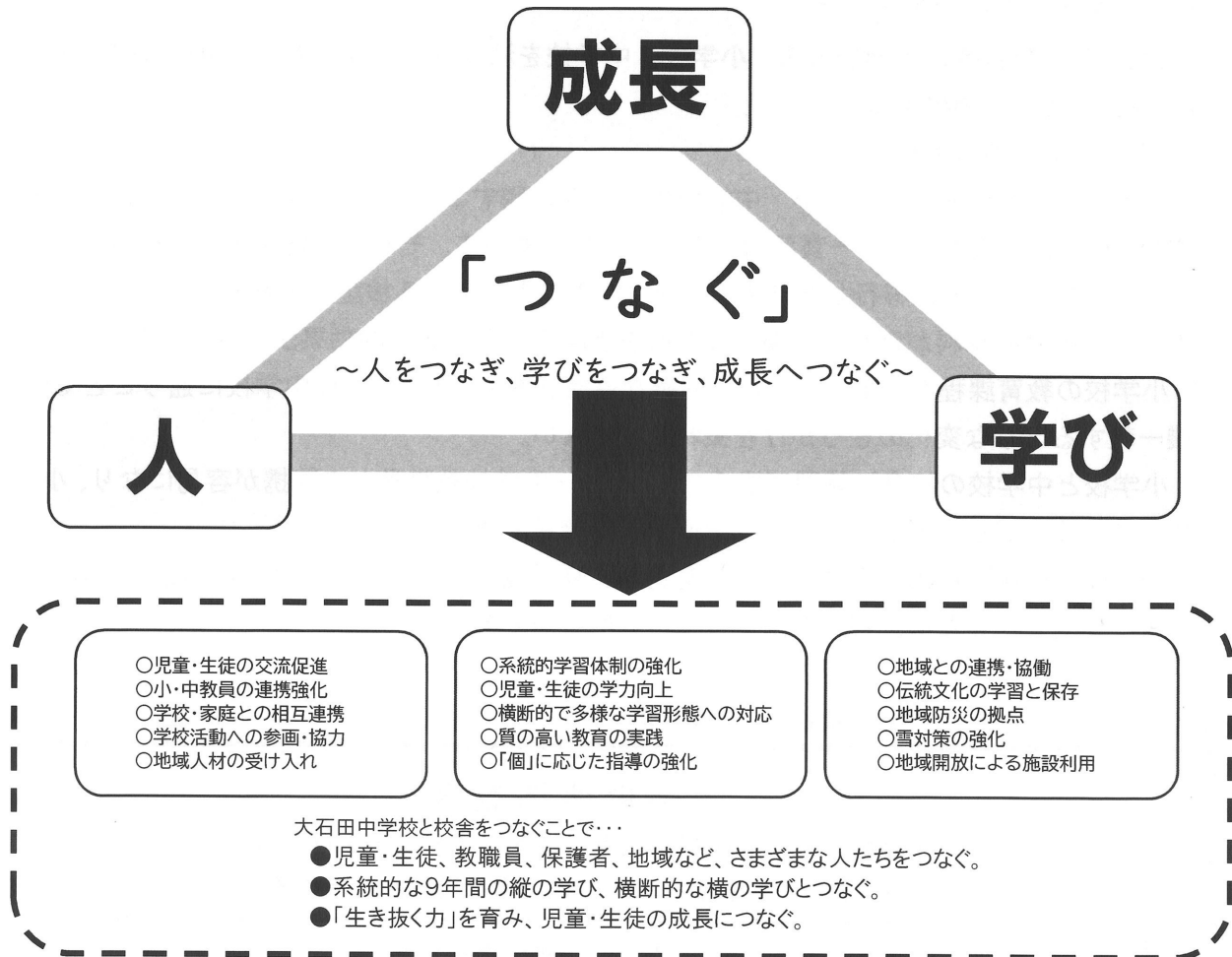
- ① 当町にあった形態として、小・中学校の枠組みを残すことが最適と判断する。「義務教育学校」は、あくまでも小中一貫教育の１つの形態であって、それが教育形態のゴールということではない。また、移行した場合の成果（学力向上に関する検証、児童・生徒の生活状況等）などの判断材料が乏しく、現在の形態を上回るような教育的効果が期待できない。
- ② 小学校の教育課程を卒業するという明確な達成感をもたせ、新たに中学校に通うことで心機一転するような変化のきっかけを失わせたくない。
- ③ 小学校と中学校の校舎一体型にすることで、小・中学校教職員との連携が容易になり、小・中学校の９年間を見通した系統的な指導体制を確保できる。
- ④ 統合後、教育課程改訂や町教育方針変更により「義務教育学校」が最適と判断されれば、校舎一体型であるため、移行準備を行うことは可能である。

●小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校の違い



(2) コンセプト・施設整備方針について

【統合小学校整備コンセプト】



◎大石田町の現状、風土、地域性を考慮し、雪対策を大前提にしたうえで、下記のとおりの方針とする。

【施設整備方針】

- ①最も効果的な小中一貫教育を実現できる施設整備
- ②教育内容・教育方法等の多様化、情報化に対応した施設整備
- ③バリアフリー、ユニバーサルデザインに適した施設整備
- ④自然エネルギーの活用や省資源など環境にやさしい施設整備
- ⑤学校と地域との連携が促進できる施設整備
- ⑥防災性・防犯性・安全性を備えた安心感のある施設整備
- ⑦施設管理や除雪に対する労力の軽減を図る施設整備

(3) 教室数算定・校舎建設規模・教職員数について

統合小学校想定児童数・教室数	年度	R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	学年	人	CL	人	CL	人	CL	人	CL	人	CL	人	CL
	1年	48	2	27	1	33	1	24	1	17	1	23	1
	2年	34	1	48	2	27	1	33	1	24	1	17	1
	3年	43	2	34	1	48	2	27	1	33	1	24	1
	4年	40	2	43	2	34	1	48	2	27	1	33	1
	5年	39	1	40	2	43	2	34	1	48	2	27	1
	6年	40	1	39	1	40	2	43	2	34	1	48	2
	計	244	9	231	9	225	9	209	8	183	7	172	7
	特支	(10)	2	(8)	2	(6)	2	(3)	2	(2)	2	(2)	2
合計	244	11	231	11	225	11	209	10	183	9	172	9	
校舎基準面積			3,512	m ²	3,512	m ²	3,276	m ²	3,040	m ²	3,040	m ²	
校舎補助対象面積			4,243	m ²	4,243	m ²	3,950	m ²	3,656	m ²	3,656	m ²	

※基準面積算式 = {2,468 m² + 236 m² × (普通教室数 - 6)} + (168 m² × 特支教室数)

※補助面積算式 = (基準面積 × 多目的スペース加算 10.8%) + {32 m² × (普通 + 特支教室数)}

※特別支援教室は、現時点で知的・情緒を想定する。

●教室数の算定

現時点での統合後の児童数推移は上記のとおりであり、1CL35人計算とし、普通教室7CLが想定される。

特別支援教室は、現時点では知的、情緒の2CLを想定するが、統合時の児童数で変動する。また、統合時の5年生が卒業するR11年度には1CLが減少するため、適宜特別支援教室に移行することも検討する。

●校舎建設規模

小学校設置基準に基づく校舎基準面積：3,040 m²

公立学校施設整備費負担金対象面積（床面積）：3,656 m² ※CL数により変動あり

●屋内運動場

基準面積 普通・特支学級数が1cl～10clの場合 → 894 m²

積雪補正（一級基準） → 28 m²

公立学校施設整備費負担金対象面積（床面積） 計 922 m² ※CL数により変動あり

上記床面積より広く整備する場合は、広くする部分が負担金対象面積から除外される。また、財政面（建設コスト、維持管理）や今後の児童数推移を考慮すると、負担金対象面積以上の設置は望ましくないため、負担金対象面積を最大面積と考える。

●教職員数の算定

現時点における統合小学校教職員数（町負担職員等を含む。）は下記のとおりで想定する。
 統合直後が最大数として想定されるが、将来的に義務教育学校となった場合には総合職員室1室に50名程度の職員が滞在することも考えられる。

学校		南小	大小	北小	大中	統合小学校			
年度		R5	R5	R5	R5	R7	R8	R9	R10
学級数	計	8cl	9cl	7cl	9cl	11cl	10cl	9cl	9cl
	普通	6cl	6cl	5cl	6cl	9cl	8cl	7cl	7cl
	特支	2cl	3cl	2cl	3cl	2cl	2cl	2cl	2cl
校長		1	1	1	1	1	1	1	1
教頭及び教諭等		10	11	9	17	14	13	12	12
養護教諭等		1	1	1	1	1	1	1	1
栄養教諭		—	—	—	—	—	—	—	—
事務職員		1	1	1	1	1	1	1	1
加配（少人・副担）		0	0	0	0	1	1	1	1
加配（免許外）		—	—	—	—	—	—	—	—
その他補助員等		2	4	3	4	5	5	5	5
図書司書（町）		1	1	1	1	1	1	1	1
用務員（町）		1	1	1	1	1	1	1	1
合計		17	21	17	26	26	25	24	24

【参考資料】

公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律（抜粋）

①小学校

区分	人数	備考
校長（第6条の2）	1人	
教頭、教諭、助教諭、講師（第7条）	7学級=9人 8学級=10人 9学級=12人 10学級=13人 11学級=14人	7学級：7×1.264=8.264 8学級：8×1.249=9.992 9学級：9×1.249=11.241 10学級：10×1.234=12.340 11学級：11×1.234=13.574
養護教諭、養護助教諭（第8条）	1人	3学級～29学級=1人
学校栄養教諭（第8条の2）	—	共同調理場に1人
事務職員（第9条）	1人	4学級以上

②中学校

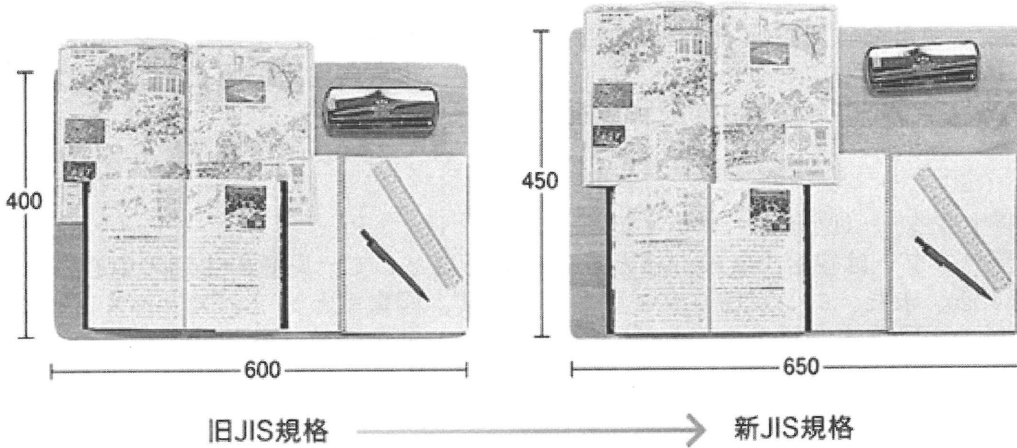
区分	人数	備考
校長（第6条の2）	1人	
教頭、教諭、助教諭、講師（第7条）	3学級=8人 4学級=8人 5学級=9人 6学級=11人 7学級=12人	3学級：3×2.667=8.001 4学級：4×2.000=8.000 5学級：5×1.660=8.300 6学級：6×1.750=10.500 7学級：7×1.725=12.075
養護教諭、養護助教諭（第8条）	1人	3学級～29学級=1人
学校栄養教諭（第8条の2）	—	共同調理場に1人
事務職員（第9条）	1人	4学級以上

(4) 普通教室の考え方

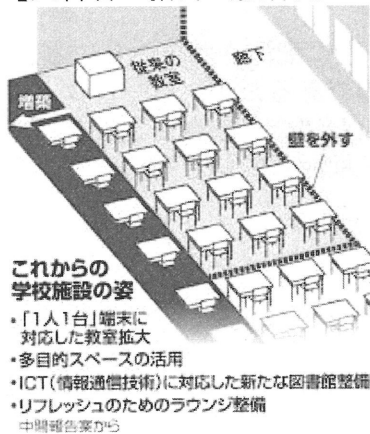
学習機の新 JIS 規格採用を見据え、従来の普通教室面積よりゆとりある面積を確保する。
 (1CL35 名 72 m² (9m×8m) : 従来教室 64 m²程度)
 遮音性、吸音性等の防音対策を講じ、多目的スペースと連動させる。
 ※文科省よりタブレット授業の導入により教室を広く整備する指針の改訂あり。

【学習機の規格】

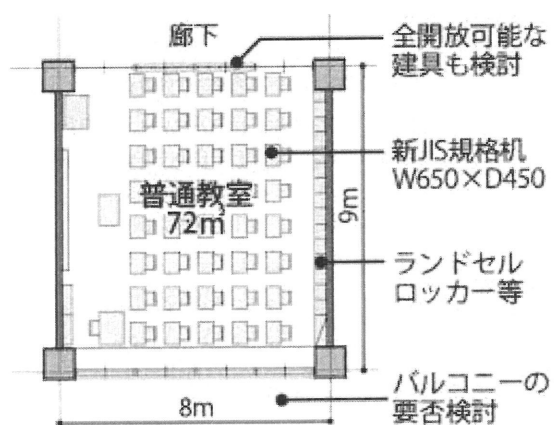
旧 JIS 規格 : 奥行 400mm × 幅 600mm ⇒ 新 JIS 規格 : 奥行 450~500mm × 幅 600~750mm



【文科省の指針（抜粋）】



【普通教室のイメージ】



【参考】セミオープン形式



●オープン形式教室の趣旨

多様な学習活動の展開(個別最適化に対応しやすい学習空間)
 学年ユニットでの活動(学年のまとめり、複数教員の見守り)
 教員間での円滑な連携(教員同士の学び合い、児童の安心感)

(5) 各諸室の考え方

- ①教職員アンケートを参考に現場目線での意見を取り入れながら使いやすいよう検討する。
- ②大中と一体型小学校となることを踏まえ、同等規模の小中一貫型教育校の平面図等を参考にしながら、学校規模、児童・生徒数、クラス数、規定授業数による使用頻度、授業の性質、整備費用、維持管理費用等の視点から持続可能で無駄がない校舎を整備する。また、共用が可能で判断する場合には整備は行わず、重点すべき諸室の充実を図る。

●管理諸室（校長室、職員室、保健室 等）

管理諸室については、児童との生活空間とは分断しつつ、校舎全体を管理しやすい位置に配置し、また教職員の業務効率が上がる環境を整備する。また、将来的に義務教育学校に移行することになった場合にも、大石田中学校の各諸室配置を踏まえ、大規模改修を実施しなくてもいいような配置を検討する。

●図書センター（図書室・メディアブース）

図書センターは統合小学校の核となる重要拠点として、児童の生活の中心となるように整備する。また、コンピューター室は設置せず、図書室とメディアブースとして、読書と最新のICT教育の推進を図れるよう整備する。蔵書冊数、外装、内装について、町立図書館と連携を図りながら、整備を進める。

☆各小学校蔵書平均：開架約 12,000 冊 → 開架・閉架合計 15,000 冊程度

●家庭科室

設置する方向で計画する。

大中家庭科室は、普通教室（2階）とは分断された1階に配置されており、多目的ホールにも近く、地域交流型行事等の開催について対応可能であるため、コンパクトに整備する。また、将来的に給食センターが使用できなくなった場合、統合小学校又は中学校の空き教室を改修し、給食を自校調理方式にすることも検討していきたい。

●図工室

設置する方向で計画する。

大石田中学校より性質が違う「技術」「美術」で使用する「技美室」の在り方について意見が出ている。統合小学校に図工室を整備することで、「技術」又は「美術」の授業を行うことができないか検討していく。

●音楽室

設置する方向で計画する。

●理科室

設置する方向で計画する。

●屋内体育館

補助対象面積の範囲内で整備する。

空調機器について、断熱性を高めたうえで放射式やスポットバズーカなどを含めて効率がよく省エネ性能が高いものを選択する。

●プール

通年利用ができる屋内プールを設置する方向で計画する。

屋外プールは、限られた敷地内で使用可能期間が極めて短いことや外気温や水温により熱中症対策等で使用できないことが近年多く発生していることもあり、稼働率、費用対

効果や維持管理を考慮すると新たに設置することは望ましくない。

既存施設として南小プール又は大小プールがあるが、設置時期や劣化状況を比較すると、継続して使用すると考えれば南小プールが妥当であるが、学校敷地外となるため、学校職員による管理は困難である。

現時点で、尾花沢市から水泳指導を行うスポーツジムが撤退したことにより、近隣市町村ではプール授業の受け入れ先がない状況である。

屋内プールを学校敷地内に設置し、学校授業の他、地域開放やスポーツクラブ等の運営ができるような方法で実施すれば、町民の健康、町民一人1スポーツの実践や近隣市町村からのスポーツ交流人口の創出にもつながるものと推察する。

○プール業務委託について

尾花沢市のGSMを運営していた幸栄建設に投げかけており、ぜひ協力したいとの話であった。現在、図面を見ながら、計画・配置など相談している。なお、指定管理の内容については、調整中である。

●給食センター

既存施設を活用する。

平成元年度に建設され、現時点で34年経過しているが、構造体はRC造（減価償却上の耐用年数47年）であり、特に支障はない。空調設備関係も整備済みであり、調理設備、配管等は常時メンテナンスを行い、随時更新を図ることで長期使用が可能である。

今後、既存施設が完全に使用不可能と判断される場合には、統合小学校又は中学校の空き教室を改築するなどの様々な方法を検討し、安心安全な給食提供を実施する。

※業務委託という言葉は使用しない。

○廃校利用について

旧鷹巣小学校について、現在、保管している民具や歴史的資料などを整理し、歴史民俗資料館鷹巣分館として位置付けしている。

また、町立図書館に対し、相当量の蔵書等を寄贈したいとの申し出があるが、その資料は図書資料というより歴史的な資料が多い。

その他にも、統合による各小学校の歴史的資料も相当量があると推察される。

令和6年度には、庁舎全体で検討ののち、民間企業に対してもサウンディング調査（対話型市場調査）を実施したいと検討している。

その他にも、「みんなの廃校」プロジェクト（文科省）等を活用し、様々な活用方法を検討したい。

○省エネ対策について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた省エネ基準等を満たした建築物対策が必須となる。

再生可能エネルギーについて、太陽光、地中熱活用を検討する。概算金額が不明だが、それ相応の金額が予測される。2025年に省エネ性能は義務化（大規模建物は適合義務）となる。

○グラウンドまでの動線について

再度、警察及び関係機関と協議したうえで計画する。

○避難所としての考え

基本的には体育館を避難所として開放を想定しているが、必要に応じて校舎開放も開放する。庁舎が水害等により被害にあった場合には、大中・大小を防災拠点とし、備蓄内容は防災担当を調整を行う。

○機械設備、電気設備について

非常用発電を整備し、職員室、多目的ホール、体育館からに供給する。
ICT教育推進を考慮した整備を行う。

○開発行為について

現在示している敷地で検討する際に、開発行為の許可が必要となる。
申請タイミングを設計業者及び測量業務者に確認して提出する。

→ 村総建築課（松野主査）と調整中（R5. 11. 28）

○学校林について

学校建設の際に利用を検討するが、箇所が不明。

→ 森林組合（桐原、今田）に確認したところ、場所は確認できるところのこと。

また、伐採して現地から持ち出す際には、重機や搬出車が通り抜けできず、相当の費用がかかると予想される。

小平林道沿いの学校林（小林、寺寄にて場所確認済）は搬出は可能だが、すべての学校林を活用することは難しい。

ベンチなど備品、設備や意匠等で採用してはどうか？

○学童保育について

統合小学校には整備しない計画としている。

当町は学童保育はすべて民間委託しているため、安易に1箇所に統合することで、運営資金となる補助金にも影響を及ぼし、請け負っている社会福祉法人の運営や雇用に影響する恐れがある。

学童関係は保健福祉課が管轄となり、併せて社会福祉法人と協議しながら既存施設の活用を進めたい。